

小山市景観条例に関する届出書等の様式

様式番号	名称	根拠条文
1	小山市景観計画区域内行為（変更）届出書	法第16条第1項及び第2項 規則第5条第1項
2	景観チェックシート	法施行規則第1条第2項第4項 規則第5条第2項第1号
3	小山市景観計画区域内行為（変更）通知書	法第16条第5項 規則第6条
4	小山市景観計画区域内における行為の勧告書	法第16条第3項 規則第7条第1項
5	小山市景観計画区域内における行為の変更等 命令書	法第17条第1項及び第5項 規則第7条第2項
6	小山市景観形成市民団体認定申請書	条例第14条第2項 規則第10条第1項
7	小山市景観形成市民団体認定通知書	条例第14条第4項 規則第12条
8	小山市景観形成市民団体認定取消通知書	条例第15条第2項 規則第13条
9	小山市市民景観協定認定申請書	条例第17条第2項 規則第14条第1項
10	小山市市民景観協定認定通知書	条例第17条第3項 規則第16条
11	小山市市民景観協定変更届出書	条例第18条 規則第17条第1項
12	小山市市民景観協定廃止届出書	条例第18条 規則第17条第1項
13	小山市市民景観協定認定取消通知書	条例第19条第2項 規則第18条

様式第1号(第5条関係)

小山市景観計画区域内行為(変更)届出書						年	月	日		
小山市長		様		申請者 住所 氏名 電話		印				
下記のとおり建築行為等を行いたいので、景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。										
行為の場所	小山市									
行為の期間	年		月	日から	年		月	日まで(予定)		
建設地の跡										
代理者	住所 氏名		電話番号							
設計者	住所 氏名		電話番号							
施行者	住所 氏名		電話番号							
	建設業の許可 ()登録第 号									
都市計画の 地域地区	用途地域					建ぺい率	%			
						容積率	%			
行為の 種類	建築物		新築、増築、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる 修繕、模様替え若しくは色彩の変更							
	工作物		新設、増築、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる 修繕、模様替え若しくは色彩の変更							
	開発行為		土地の形質変更		木竹の伐採					
建築物 の概要	行為に係る部分		その他の部分			合計				
	用途									
	構造	造			造					
	階数	地上	階・地下	階	地上	階・地下	階	地上	階・地下	階
	敷地面積							㎡		
	建築面積	㎡			㎡			㎡		
	延べ面積	㎡			㎡			㎡		
	高さ	m			m			m		
	大規模な修繕、 大規模な模様替え、 外観の変更	㎡			㎡			㎡		
届出の部位										
工作物 の概要	種類									
	規模	構造	高さ	築造面積	その他					
		造	m	㎡						
開発行為若しくは 土地の形質 変更の概要	行為の目的・種類									
	行為面積	㎡								
木竹の伐採	伐採を行う理由									
	伐採面積	㎡								
※受付欄		※決裁欄					※備考欄			
			課長	係長	係					

- 注意1 この届出書には関係図書を添付してください。代理者の場合は委任状を添付してください。
 2 行為の種類については、該当の事項に○印を付けてください。
 3 高さについては、地盤面からの高さを記入してください。
 4 ※欄には記入しないでください。

1 建築要素ごとの基準

各項目において該当する基準にチェックを入れてください。

1. エントランス (玄関)	
●玄関とわかるよう、ゆとりと潤いを感じられる空間を演出することとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■植栽を施すなど、潤いのある空間となるように努める。
	■車や歩行者の動線を考慮して十分な空間が確保できるよう開放的なエントランス空間とする。
一般基準	○上記の他、以下の点に配慮する。
	□街並みとしての調和に配慮しながら、親しみやすいエントランス空間の演出を図る。
	□ゲート空間や特徴ある舗装デザインなどにより入り口らしい空間を工夫する。

2. 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場	
●通りから目立たないようにしたり、周辺景観になじむよう工夫することとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■駐車場・駐輪場、サービスヤード及びゴミ置場は、通りから目立たないような配置の工夫や植栽(高さは駐車場の場合、車のボンネット以上)を施すなどデザインに配慮する。
	■駐車場の出入口は配置や誘導サインに留意し、歩行者との動線が極力重ならないよう配慮する。
一般基準	○上記の他、以下の点に配慮する。
	□青空駐車場の場合、芝ブロックなどにより、平坦な空間に変化をつけると同時に環境に配慮した工夫を行う。
	□立体駐車場は、壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化修景などによって周辺建物との違和感がないよう気をつける。
	□ゴミ置場は、回収方法を考慮しながら囲いの形やボックスなどのデザインを工夫し、建物の素材や色彩との一体感にも配慮する。また、床や壁材は管理の容易な汚れにくい素材を使用する。

3. 塀・フェンス・擁壁	
●極力自然素材を用い、植栽などにより圧迫感のない柔らかな境界空間の演出を行うこととし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■通りに圧迫感を与えないよう道路境界線に面する部分ではできるだけ生垣を設ける。また、柵を必要とする場合は、透過性の高いフェンスとし、植栽を併用する。
	■やむを得ず擁壁やブロック塀を設置する場合は、高さを極力抑え(地盤面から高さ1.2m以下)、同時に道路側に植栽帯を設けたり、石材や表面に凹凸のあるブロックなど、大壁面を単調とせず陰影を表現する。
	■法面は緩やかな傾斜とし、できるだけ緑化に努めることとする。
	■フェンスの色彩は、暗色(ダークブラウンが望ましい。明度と彩度がそれぞれ、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(以下「マンセル値」という。)マンセル値3.0以下とする。)に抑え、目立たないようにする。ただし協議により建築物と一体の色調とすることもできる。

4. 前面空地、壁面後退(セットバック)	
●空間の奥行きや秩序を保ち、ゆとりと潤いのある街並みを形成することとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■通りの歩行者空間が狭い場合は、道路に面する部分をセットバックし歩道状空地として活用し、公共と民間が協力してゆとりある空間を生み出す。
一般基準	○上記の他、以下の点に配慮する。
	□必要に応じ歩行者が快適に感じるようなポケットスペースなどを創出する。
	□大規模敷地では周辺の歩行者動線に配慮して敷地内にセミパブリックな通り抜け空間を検討する。
	□採光や通風、ゆとり空間の創出のため、隣地から一定の空間を確保するよう努力する。
	□壁面後退部分を歩行者空間として利用する場合は、歩道との連続性を考え、舗装材やストリートファニチュアのデザインに配慮する。
	□わかりやすさのために特徴づけが必要な主要道路の結節点では、街角広場やシンボルツリーなどの演出を検討する。
	□壁面後退部分はできるだけ駐車場として利用せず、やむを得ず設置する場合は緑化修景を施す。

5. 屋根の形態と色彩・スカイライン	
●周辺景観との調和を図った色彩とすることとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■自然景観となじむよう、マンセル値による明度と彩度がそれぞれの3以下の落ち着いた色彩を用いる。
一般基準	○上記の他、以下の点に配慮する。
	□隣接する建物と色彩や素材が調和するよう心がけ、まとまりのある街並みをつくる。
	□屋根の色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮する。
	□主要道路の結節点にある建築物で目立たせる効果を考慮すべきものについても、周辺景観との調和に配慮する。
●街並みに配慮したスカイラインとすることとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■沿道の連続性が重視される通りに面している場合は、隣接する建物と調和するような形態とする。
一般基準	○上記の他、以下の点に配慮する。
	□背景の自然景観を活かした形態やスカイラインとする。
	□住宅系用途地域内では、戸建て住宅との調和に配慮した形態（傾斜屋根等）とする。

6. 外壁の色彩と仕上げ材

●風土を反映した外壁の色彩を基調とすることとし、以下の基準に適合したものとする。

重点基準

■建築物等の外壁における色彩は、次に掲げる色彩かつ周辺の景観に調和した色彩とする。

① マンセル値による色相がR及びYRの場合は、マンセル値による彩度6以下の色彩

② マンセル値による色相がYの場合は、マンセル値による彩度4以下の色彩

③ マンセル値による色相がGY、G、BG、B、PB、P、RPの場合は、マンセル値による彩度2以下の色彩

ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合、または、見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩、または、市長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

○上記の他、以下の点に配慮する。

一般基準

□ランドマークとなる必要性のある建物についてはポイントとして特徴のある色彩や素材を用いることも検討する。

□歴史資源のある地区や自然に囲まれた場所においては特に素材の選択に配慮し、地区の特色に根ざしたものを活用するよう検討する。

□明度や彩度は、周辺や背景との差をあまり大きくしないよう配慮する。

□長く親しまれることを考慮して経年変化を意識した仕上げ材や色彩を用いる。

●大壁面を避け、分節化を図ることとし、以下の基準に適合したものとする。

重点基準

■単調な大壁面の連続性をさげ、雁行配置や壁面に凹凸をつけるなど陰影のあるデザインとなるよう工夫する。

○上記の他、以下の点に配慮する。

一般基準

□低層と中・高層部で色調を変化させる。

□周辺の景観に配慮しつつ、窓や庇のデザインを特徴づけたり、アクセントカラーを用いたりする。

7. 低層部のデザイン

●街並みの連続性やヒューマンスケールに配慮したデザインとすることとし、以下の基準に適合したものとする。

重点基準

■沿道建築物で連続性が重要となる場所では、低層部の階高や見切り線をそろえるなどアイレベルでの見え方を配慮して効果を高める。

○上記の他、以下の点に配慮する。

一般基準

□目にとまりやすい部分は特にきめ細かいデザインとするなど、歩行者の感覚にあった身近で親しみのもてるスケールとなるよう工夫する。

□植栽を工夫するなど歩行者が楽しめる演出を施す。

8. 窓・ベランダ・バルコニー

●通りからの見え方に配慮し、窓辺を美しく演出することとし、以下の基準に適合したものとする。

重点基準

■室外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置する。

○上記の他、以下の点に配慮する。

一般基準

□ベランダ・バルコニーでは、物干しの金具の位置の工夫をしたり、不透視性の手すりやスクリーンを採用するなどの配慮を行う。

□花やつる性植物などを用いて緑化を図る。

9. 外階段	
●建物本体と一体的にデザインすることとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■避難階段は露出して見えないようルーバーなどで覆うか、建物本体と同一の素材や色彩を用い建物本体に組み込むなど一体的なデザインとなるよう配慮する。
	■意図的に目立たせるデザインとする場合（アクセントとする場合など）は、特に周辺の景観との調和に配慮する。

10. 設備類	
●通りからの見え方に配慮した配置やデザインすることとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■スカイラインを乱雑にしないよう、屋上の設備類は、壁面を立ちあげたり屋根の中に収めたりすることで建物と一体化を図る。
	■設備類の一体化が困難な場合は壁面の仕上げやルーバーで目隠しを行う。
	■壁面の配管類は建物内に取り込むことが望ましいが、それが困難な場合は目立たない位置に配置したり、壁面と同系色の塗装を施すなどの工夫を行う。
一般基準	○上記の他、以下の点に配慮する。
	□アンテナ類の共同化などを検討する。
	□引き込み電線は集約し、できるだけ地中化を図る。
	□場所性に応じ、ルーバーや配管などのカラーリングを工夫し、楽しく見せることも考慮する。

11. 屋外照明	
●道路とのつながりや周辺住宅への光の影響を考慮することとし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■周辺環境に配慮して照度や光源、設置する高さなどの設定を行う。特に住宅地の主要歩行者動線では、暗がりをつくらないように防犯上必要な照度を全体として確保する。
	■周辺住宅、特に戸建て住宅への光もれに留意する。
一般基準	○上記の他、以下の点に配慮する。
	□低めのポールや壁面取り付け型フットライトを用いるなど、歩行時の安全性の確保や誘導灯としての役割、落ち着きのある演出などを心がけ、用途に応じた適切な灯具のデザインを検討し、過度な演出とならないよう十分な配慮を行う。

12. RC柱・鉄柱・木柱等の形態意匠	
●周辺環境に配慮したデザインを施すこととし、以下の基準に適合したものとする。 ただし、20mを超える電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物に関しては、その高さや強度の関係をかんがみ、以下を一般基準とする。	
重点基準	■ポール等の色彩は、次に掲げる色彩かつ周囲の景観に配慮したものとする。 ・市街化区域内 ダークブラウン10YR2/1又はグレーベージュ10YR6/1 ・市街化調整区域内 ダークブラウン10YR2/1
	■携帯電話用アンテナについては、機能的な形態の美しさを活かしたデザインとし、周囲への影響を抑えるため、形状はシリンダー形のを基本とする。

13. 広告・サイン・その他工作物等の形態意匠	
●周辺環境に配慮してデザインや修景を施すこととし、以下の基準に適合したものとする。	
重点基準	■緩衝空間を確保し、外周部の緑化修景に努める。
	■機能的な形態の美しさを活かしたデザインとする。
	■広告・サインの設置は必要最低限とし、街並みに調和させる。
	■ポール等の色彩は、暗色（ダークブラウン10YR2/1が望ましい。明度と彩度がそれぞれマンセル値3.0以下とする。）に抑え、周囲の景観に配慮したものとする。
	■住宅地のような落ち着いた雰囲気演出が必要とされる場所では、色彩の種類を制限する。（3種類程度）
	■違和感がないよう周辺環境に配慮しながら、住民に愛着をもたれるようなカラーリングの工夫を行う。
	■窓面利用の広告は設置しない。（ショーウィンドウは除く。）
	■動光型、点滅型、液晶型のサインを設置する場合は、特に周辺景観に配慮する。
■建物と一体となっている工作物は、本体と同じ色調とする。	

④その他の行為毎の基準（法第8条第3項第2号二関係）

1. 開発行為	
●周辺環境に配慮してデザインや修景を施すこととし、以下の点に配慮する。	
一般基準	□樹木の保全又は代替緑化に努める。
	□擁壁は前面の緑化やのり面との組み合わせなど、緑によって無機的な表情を和らげるとともに、自然石の使用や自然石調等、仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりにつとめる。

2 色彩計画

建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画を記入してください。

ただし、色彩基準を超えるアクセント色を使用する場合は、アクセント部分等の面積も併せて表示してください。

対象事項		素材	色彩計画		
建築物等の外観の色彩	屋根		色相	明度	彩度
	外壁		色相	明度	彩度
	()		色相	明度	彩度
	アクセント色		色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積÷5	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	

3 計画の内容において、景観づくりのために特に配慮した内容を具体的に記入してください。

様式第3号 (第6条関係)

小山市景観計画区域内行為(変更)通知書											
小山市長	様	通知者 住所 氏名 電話	年 月 日								
下記のとおり建築行為等を行いたいのので、景観法(平成16年法律第110号)第16条第5項の規定により、関係図書を添えて通知します。											
行為の場所	小山市										
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで(予定)										
登記の跡											
代理人	住所 氏名		電話番号								
設計者	住所 氏名		電話番号								
施行者	住所 氏名		電話番号								
	建設業の許可 ()登録第 号										
都市計画の 地域地区	用途地域							建ぺい率	%		
								容積率	%		
行為の 種類	建築物		新築、増築、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる 修繕、模様替え若しくは色彩の変更								
	工作物		新設、増築、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる 修繕、模様替え若しくは色彩の変更								
	開発行為		土地の形質変更			木竹の伐採					
建築物 の概要	行為に係る部分		その他の部分				合計				
	用途										
	構造	造						造			
	階数	地上	階・地下	階	地上	階・地下	階	地上	階・地下	階	
	敷地面積										
	建築面積										
	延べ面積										
	高さ										
	大規模な修繕、 大規模な模様替 え、外観の変更										
工作物 の概要	種類										
	規模	構造		高さ		築造面積		その他			
		造		m		㎡					
開発行為若しく は土地の形質 変更の概要	行為の目的・種類										
	行為面積										
木竹の伐採	伐採を行う理由										
	伐採面積										
※受付欄		※決裁欄						※備考欄			
				課長	係長	係					

- 注意1 この通知書には関係図書を添付してください。
- 2 行為の種類については、該当の事項に○印を付けてください。
 - 3 高さについては、地盤面からの高さを記入してください。
 - 4 ※欄には記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

小山市景観計画区域内における行為の勧告書

				第	号				
				年	月	日			
住所 氏名				様					
				小山市長		印			
景観法第16条第3項の規定に基づき、						年	月	日	までに次の措置を講ずるよう勧告します。
行為の場所									
行為の種類									
景観計画区域内 届出日									
行為者	住所								
	氏名		電話						
施行業者	住所								
	氏名		電話						
勧告内容									
備考									

様式第5号(第7条関係)

小山市景観計画区域内における行為の変更等命令書

		第 号	
		年 月 日	
住所 氏名		様 小山市長 印	
景観法第17条第1項又は第5項の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置を執るよう命じます。			
行為の場所			
行為の種類			
景観計画区域内 届出日			
行為者	住所		
	氏名	電 話	
施行業者	住所		
	氏名	電 話	
命令事項			
備考			

様式第6号(第10条関係)

小山市景観形成市民団体認定申請書						
						年 月 日
小山市長 様		申請者 住所				
		氏名				印
		電話				
<p>景観形成市民団体としての認定を受けたいので、小山市景観条例第14条第2項の規定により、関係図書を添えて申請します。</p>						
市民団体の名称						
主たる活動の内容						
団体の構成員数						
<p>添付書類</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 活動区域を示す図面</p> <p>(3) 代表者及び構成員の住所並びに氏名を記載した書類</p>						
※受付欄	※決裁欄					※備考欄
			課長	係長	係	

※欄には記入しないでください。

様式第7号（第12条関係）

小山市景観形成市民団体認定通知書

年 月 日

様

小山市長

印

年 月 日付で申請のあった景観形成市民団体の認定については、小山市景観条例第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり認定したので、通知します。

記

1 景観形成市民団体の名称

2 景観形成市民団体の代表者(法人の場合は事務所)

住所

氏名

3 認定番号 第 号

4 認定年月日 年 月 日

様式第8号 (第13条関係)

小山市景観形成市民団体認定取消通知書

年 月 日

様

小山市長 印

下記の景観形成市民団体は、小山市景観条例第15条第2項の規定に基づき、景観形成市民団体としての認定を取り消したので、通知します。

記

1 景観形成市民団体の名称

2 認定番号及び認定年月日

第 号 年 月 日

3 取消年月日

4 取消理由

様式第9号（第14条関係）

小山市市民景観協定認定申請書					
					年 月 日
小山市長		様			
申請者 住 所					
氏 名					
印					
電 話					
<p>市民景観協定としての認定を受けたいので、小山市景観条例第17条第2項の規定により、関係図書を添えて申請します。</p>					
市民景観協定の名称					
協定締結者数					
区域	地域の名称			面積	㎡
	用途地域			その他の地域	
協定の基準の概要					
協定の有効期間					
違反があった場合の措置					
<p>添付書類</p> <p>(1) 市民景観協定書</p> <p>(2) 協定の対象となる区域を示す図面</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書</p>					
※受付欄	※決裁欄				※備考欄
			課長	係長	係

※欄には記入しないでください。

様式第10号 (第16条関係)

小山市市民景観協定認定通知書

年 月 日

様

小山市長 印

年 月 日付けで申請のあった市民景観協定の認定については、小山市景観条例第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり認定したので、通知します。

記

1 市民景観協定の名称

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

様式第11号（第17条関係）

小山市市民景観協定変更届出書

年 月 日

小山市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電 話

小山市景観条例第18条の規定により、市民景観協定において定めた事項を変更したので、関係図書を添えて届出
ます。

市民景観協定の名称		
市民景観協定の認定番号		第 号
市民景観協定の認定年月日		年 月 日
変更事項	変更前	
	変更後	

添付書類

- (1) 変更後の市民景観協定書
- (2) 協定を変更した理由書
- (3) 協定の対象となる区域を示す図面(区域を変更した場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

※受付欄	※決裁欄					※備考欄
			課長	係長	係	

※欄には記入しないでください。

様式第12号（第17条関係）

小山市市民景観協定廃止届出書						
						年 月 日
小山市長 様						
届出者 住 所 氏 名 印 電 話						
小山市景観条例第18条の規定により、市民景観協定を廃止したので、届出ます。						
市民景観協定の名称						
市民景観協定の認定番号		第 号				
市民景観協定の認定年月日		年 月 日				
廃止理由						
※受付欄	※決裁欄					※備考欄
			課長	係長	係	

※欄には記入しないでください。

様式第13号（第18条関係）

小山市市民景観協定認定取消通知書

年 月 日

様

小山市長

印

下記の市民景観協定は、小山市景観条例第19条第2項の規定に基づき、市民景観協定としての認定を取り消したので、通知します。

記

1 市民景観協定の名称

2 認定番号及び認定年月日

第 号 年 月 日

3 取消年月日

4 取消理由